

「経済学は障害学と対話できるか？」

公立はこだて未来大学・川越敏司

1. はじめに

みなさん、こんばんは。そろそろお時間になりましたので、北海道障害学研究会を開催したいと思います。まず、はじめに、事務的なご連絡をしたいと思います。

本日の講演の資料やアンケートは受付にございますのでお取りください。

次回研究会は、5月15日(木)午後6時から未来大学で開催します。インクルーシブ友の会の島さんにお話していただきます。お楽しみに。

2. 今日の予定

今日の予定ですが、まずはじめに、北海道障害学研究会について、またわたし自身の活動について、概略を説明します。その後、本日のテーマである、「経済学は障害学と対話できるか？」についてお話させていただきます。

今日の講演は、このようにスライドを使って行いますので、途中でのご質問はご遠慮ください。講演の後、質疑応答を行います。その際には手話通訳と要約筆記で対応します。

3. わたし自身について

まず、わたし自身について、簡単にお話します。わたしは、和歌山県に生まれ、福島大学、大阪市立大学大学院で学び、埼玉大学を経て、未来大学に赴任しました。経済学の博士号をもっています。特に、ゲーム理論と実験経済学というものを研究しています。一応、この分野では、よく名が知られている存在です。

これまで、研究論文は国際的な専門誌に多数掲載されました。情報処理学会からも表彰されています。また、東京大学出版会から『実験経済学』を刊行しました。日経新聞その他に書評が掲載されています。それ以外に、『実験経済学の原理と方法』や『実験経済学入門』という本を翻訳しています。まもなく、『オークションの人間行動学』という本の翻訳が出版されます。

また、わたしも妻もプロテスタントのクリスチャンです。20年以上、毎週教会に通い、信仰を守ってきました。キリスト教の視点から、障害の問題を考えてきました。『福音と世界』というキリスト教系の雑誌に、「自閉症と教会」という記事を掲載しました。また、『旧約聖書のゲーム理論』や『幼児の救い』といった本の翻訳もしました。キリスト教と障害や自殺に関する本の翻訳もまもなく刊行されます。

わたしがこのように障害者の問題に関心をもったのは、もちろん、自閉症の息子が与えられたことと無関係ではありません。詳しいことはまた後でお話しますが、息子が生まれる前から、認知科学における「心の理論」に関心をもっていました。「心の理論」というのは、他人の考えを推理するとか、共感を覚えるといった認知能力のことで、これに障害が

あるのが自閉症だと言われています。

ですから、息子が自閉症と診断された時、これがどんな障害であるかを理解していたので、驚きはしませんでした。むしろ、自分の研究の関心に近い障害であったことを幸運とさえ思いました。この障害の研究のために、自分にも何かできるのではないかと思ったからです。もちろん、子育てをする妻の負担は尋常なものではなかったし、いまもそうです。ただ、息子は神様によって然るべく与えられた存在なのだとわかったことは幸いでした。

学校選びにしても、毎週の教会の礼拝にしても、同じような境遇の人にしかわからないような苦勞をしてきたのは事実です。わたしは、特にクリスチャンの方に、教会におけるそうした困難をわかってほしいと思って、「自閉症と教会」という記事を書きました。わたしは、聖書は決して障害者を排除したり抑圧したりすることを教えていないと考えます。しかし、この世の教会はその教えを十分には生かしていません。この状況は変えなければいけません。そういう思いでその記事を書きました。

4．障害学との出会い

こうして、障害について研究していく中で、おもしろい本に出会いました。『クララは歩かないといけないの?』という本です。「アルプスの少女ハイジ」や「少女ポリアンナ」といった少女小説を題材にして、障害学を紹介する本でした。病気や障害は異常であり治癒されるべきだという考えが、逆に障害者を抑圧するのではないか、という考えは新鮮でした。と同時に、社会構築主義という、その背景にある社会理論にも関心をもちました。

こうして障害学を知ったわたしは、色々な文献を集め始めました。そうこうするうちに、東京大学の友人の経済学者である松井彰彦さんも障害学に関心をもっていることを知りました。ちなみに、松井さんは世界的に著名なゲーム理論研究者です。東大には障害学の専門家が何人かいて、松井さんもその社会理論に関心をもったようでした。それで、経済学者と障害学研究者が対話する場を設けようということになり、「経済学と障害学との対話」研究会が2年前にはじまりました。

東京で1年間研究会を行った後、それから巨額の研究費が採択されました。それが、「総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」会の母体となりました。この資金の一部を使って、こうして「北海道障害学研究会」を開催しているわけです。つぎに、「北海道障害学研究会」とは何なのかについて、お話ししたいと思います。

5．北海道障害学研究会

どうしたら「北海道障害学研究会」に入れますか?とよく聞かれます。残念ながら、函館ではわたし以外は入れません。というのは、先の研究費の研究分担者だけが正式な「会員」だからです。また、この研究費は、わたしが障害の研究を進めるためにいただいているのであって、障害者や団体の皆さんとの交流のための予算ではありません。わたしには、毎年一定の研究成果を挙げる義務があります。

ですから、研究会に誰を呼ぶか、どんな話をしていただくか、それはわたしの研究に役立つかどうかという視点から決定されます。研究会は基本的にわたしが勉強させていただく場であり、たまたまドアを開け放しにしているので、市民の方々も覗きに来る、という風に理解してください。つぎに、北海道障害学研究会の今後の計画についてお話しします。

まず、今年の8月29日と30日に、障害学に関するシンポジウムを開催します。東京と函館の障害者や研究者が一同に介する場を設けます。ぜひ予定に入れておいてください。また、ろう者の兼平さんと本学の先生方と共同で、「音の視覚化」という研究を行う予定です。また、北海道でも「障害者差別禁止条例」を制定する動きが出てきましたので、函館でもその実現を目指して、勉強を続けたいと思います。

さらに、障害者への支援について、広く本学の学生に理解してもらうために、一般教養科目「障害学」を設けることを要請しています。障害学の考え方や、権利や法律・制度、さらに点字や手話、要約筆記などの支援技術まで、広く浅く、学生たちに障害者の世界を知ってもらうことを目指します。ペーコンの言うように、「知は力なり」です。知らなければ、何もできません。

この他に、障害学の専門誌から論文の執筆が要請されています。また、今年も著名な障害学研究者を招いて講演会を行います。

さて、今日は、この研究会の成果として、最近わたしが、障害学の専門誌『障害学研究』に書いた論文を発表します。ただ、その前に、障害学について、少し復習しておきましょう。

6．障害学

この研究会で「障害学」という場合、その言葉を非常に狭い意味で使っています。具体的には、「障害の社会モデル」のことを指します。「障害の社会モデル」は国連の「障害者の権利条約」はじめ、世界的標準になってきた障害の考え方です。それは、「障害者が被る不利益は、身体・知的・精神的な機能障害であるインペアメントではなく、社会の側で適切な配慮が欠けるために生じるディスアビリティのためである」という考え方です。

耳が聞こえなくても、手話でコミュニケーションできるはず。だから、耳が聞こえないというインペアメントは、コミュニケーションする上での障害ではない。しかし、社会の側で手話を受け入れないから、「障害者」にされてしまい、コミュニケーションから排除されてしまう。あるいは、口話で日本語を話すことが「正常」という価値観が世の中にあるから、手話で話するろう者は「正常ではない」と思われている。これがディスアビリティであり、差別です。

国連「障害者の権利条約」でも、「インペアメントを理由に差別してはいけない」とされています。手話通訳者や要約筆記者をつけるとか、筆談具を用意するとかして、社会の側でディスアビリティを解消するための配慮をすること、これが「障害差別禁止条例」の目的であり、本質です。つまり、障害者＝社会によって障害を負わされた存在というわけで

す。そこで、障害から「害」の字を取るの、社会から受けている不利益を隠蔽してしまうので、良くないとされます。障害者は社会から害を受けている存在なのです。

このような障害学の観点から、リハビリに対して否定的な意見が出てきます。リハビリには、インペアメントがある状態は「異常」であり、無理して痛い思いをしてでも「正常」に戻すべきだという考えがあるからです。こうしたインペアメントがなくなることを「治癒」といいます。治癒を目指すことを第1目標にする考えを医学モデルといいます。

問題は、特に、慢性の病や障害の場合、医学モデルは何の「癒し」にもならないことです。

先ほどのろう者の例で医学モデルの考えを述べれば、補聴器や人工内耳をつけ、口話を学ぶ「治療」によって「治癒」すべきということになります。それに対し、障害の社会モデルでは、手話もまたひとつの言語であり、手話によって自由にコミュニケーションできる環境を社会全体で保障することが「癒し」になると考えます。このように、障害の社会モデルでは、耳が聞こえないインペアメントを、決して否定的に見たりしません。

みんな同じ人間なのに、医者が「この人は異常」と診断すると、障害者とされ社会から排除される。特に、精神障害者と診断されると、多くの市民権が奪われます。人権はすべての人に平等に与えられているはずなのに、医師という一部の専門家の「診断」によって、人権を奪われる人々がいる。それが障害者というマイノリティであり、その権利を取り戻すべきだというのが、最近の国際的な障害者運動なのです。

Nothing about us without us 私たち抜きで私たちのことは何も決めるな、これがスローガンです。

このように、医学モデルは人権じゅうりんにつながる危険思想だということがわかってきました。それは、ナチスの障害者安楽死計画や、優生保護法の考えにもつながる危険思想です。神様が創造されたすべての命に尊厳があります。医学モデルは、この命の尊厳を守ることができません。世界の人権運動が、医学モデルから障害の社会モデルへと考えを変えてきたのには、こうした理由があります。

7. 聖書と障害者

それでは、少しだけ聖書は障害についてどう語っているかを見てみます。

イスラエル歴代の王の中でも、ダビデ王こそ最も偉大な王です。ダビデの宿敵に前王のサウルがいましたが、敗北したサウル王家は崩壊します。その生き残りに、メフィボシェトという子どもがいました。彼は両足が不自由で、差別され、自分を「死んだ犬」と呼んでさげすんでいました。しかし、ダビデは、彼を王宮に呼び寄せ、王子の一人のように扱ったと書かれています。

ダビデとメフィボシェトの逸話は、障害者こそが王の王、主の主であるイエスの食卓に招かれていることの型を示しています。ですから、障害者を社会や教会のメインストリームから排除することは許されないと、聖書は語っているのです。また、神学者ボンヘッフアーは、「弱い者や見ばえのしない者、見たところ役に立たないと思われる者をキリスト者

の生活共同体から閉め出すことは、まさに、貧しい兄弟の姿をとって戸を叩くキリストを閉め出すことを意味する」と述べています。

ヨハネの福音書には、生まれつき目が見えない人の癒しに関する記事があります。イエスはこの人を見て「神の業がこの人に現れる」と言われました。この障害者が治癒されて、視力が回復することを言っているのではありません。なぜなら、目が見えるようになっても、この人は自分の故郷の人から差別されているからです。障害が「治癒」されているにも関わらず、なおも差別に苦しむこの人は、本当の意味では「癒されて」いないと、聖書にきちんと記されているのです。

身体的な「治癒」が「癒し」にならないとすることで、聖書は医学モデルを批判しているのです。神学者ユルゲン・モルトマンは、「障害のある人たちのいない信仰共同体は、障害があり、また障害となる信仰共同体である」と言っています。障害者を受け入れられない共同体、障害者が来ない共同体、障害者が主役になれない共同体、そこにはディスアビリティがあります。聖書や神学は、まさにこうしたディスアビリティと戦うという意味で、障害の社会モデルと同じ考えに立っているのです。

詳しくは、「自閉症と教会」を読んでください。

8．経済学

さて、そろそろ復習を終えて、いよいよ本題に入りたいと思います。その前に、皆さんに経済学のことを少し知っていただく必要があります。

経済学といえば、日本の景気がどうなるかとか、どの株に投資すればよいかとか、こうした問題を扱う学問だと思われているかもしれませんが、確かに、そういう問題も経済学の問題なのですが、わたしが関心をもって研究しているのは、もっと別のことです。

わたしが研究しているゲーム理論や実験経済学は、社会や経済の中で生きる人間の行動を調べる学問です。わたしは、マルクス経済学から近代経済学まで、経済学全般に幅広い勉強をしてきました。また哲学・神学・心理学・社会学・歴史学などの関連する人文・社会科学についても広く勉強してきました。人間の行動を調べるにあたって、こうした勉強が非常に役立ちます。

経済学が人間行動を調べることとどのように関係しているかを知っていただくために、ある有名な例を話します。イスラエルの保育所での話です。その保育所では、子どもを引き取りに来る母親の遅刻が問題になりました。そこで、遅刻したら罰金を取ることにしたのです。すると、前よりも遅刻する人が増えてしまったのです。なぜでしょうか？

その理由のひとつは、今まで遅刻していた母親からすれば、その罰金は「延長料金」と考えれば安いものだったことです。また、これまでは漠然と罪悪感があって遅刻できなかった母親は、罰金という形で遅刻に対する「価格」がハッキリしたため、罪悪感の程度がハッキリしたので、それくらいだったら大したことないな、と安心して、遅刻できるようになったのです。このように、人間行動を裏から支えている経済原理を解明するのが、わ

たしにとって関心がある経済学なのです。

9．経済学と障害学

それでは、いよいよ論文の中身を説明します。ただ、わたしが普段書いている論文よりはやさしいとしても、専門的な部分もありますので、わかりやすいところをかいつまんでお話することにします。

論文の目的は、(1) 経済学にはどのような限界があるか、またどうしたら障害の研究に役立つのかを明らかにすることと、(2) 経済学から見た場合の障害学の問題点を明らかにすることの2つです。まず、最初の問題から見てみます。

10．経済学と自己決定

希少な資源をどのように配分するのが効率的であるかが経済学の基本問題とされています。経済学では、社会の文化的・歴史的関係とは独立・無関係に、希少性のもとでの選択こそが普遍的な経済問題だと考えられています。したがって、経済学では、「選択の自由」や「自己決定」こそが守られるべき究極の権利であり、さらに、それがあたかも何か「美德」のように感じられてしまう傾向があります。このように、経済学は「選択の自由」や個人の「自己決定」にその基礎をおいています。

しかし、この「選択の自由」から自由になる必要があるのではないのでしょうか？なぜなら、それはそもそも実現不可能なことを要求しているからです。わたしたちは生活の多くの部分を自分自身で自由に決めていないし、決められません。多くの生活場面でルーティン的に物事を決めていきます。あらゆることについて自己決定をすることはありえない話です。

11．フレーム問題

人工知能では「フレーム問題」と呼ばれている問題があります。例えば、ロボットに、隣の部屋に行ってイスを一脚持って来させるとします。そこで、「隣の部屋に行き、イスを1脚持って来るように」という命令をプログラムしてみます。さて、そのロボットは無事にイスを持って来られるでしょうか？ たぶん、できません。なぜでしょうか？

部屋に鍵がかかっているかもしれません。部屋に昨日まであったイスが今日は運び出されているかもしれません。イスの上に何か荷物がおいてあったら？ こうした起こりうる変則事態に、事前にすべて対処できるようにプログラムしておかないと、ロボットはイスを持ってくることはできません。また、こうした事態を事前にすべて網羅的にリストアップできるでしょうか？無理ですね。これがフレーム問題です。

人は多くの場合、この問題に悩まされません。人は類似した経験などを通じて典型的な状況を把握しており、それを未知の状況に適用する能力があり、そうした典型的な状況(フレーム)の中だけでルーティン的に考えればよいように認知が働くようになっているから

です。もし人が、毎回起こりうる変則事態にどのように対処すべきか、その都度自己決定しなければならないとすると、その人は先のロボットのように何も意思決定できなくなるでしょう。ですから、経済学はこの「自己決定」というものをまず疑ってかかる必要があるのです。

12．当事者の視点

ある研究会で、障害者の子がいる経済学者が、障害者を市場に参加させて消費者にすることが大事であるという話をしました。また、息子さんにある一定の予算を与えて回転寿司で寿司を選ばせるという実践を語りました。一定の予算の下で効用を最大にするように選択するのは、経済学の基本問題です。しかし、親の視点から、その息子さんが効用最大化できたように見えることは大事でしょうか？なぜ、息子さんはそのような実践を親から強制されなければならないのでしょうか？

その経済学者は、「うちの子はよく自己決定できた」と喜んでいました。ここでは、当事者と無関係に、「自己決定できることは素晴らしい」という考えが一人歩きしています。ここでの問題は、その子が自己決定できたかどうか、どれだけ効用最大化できたかは、親が勝手に決めている点にあります。これでは当事者不在の議論であると言われても仕方ないでしょう。経済学は、自己決定という幻想から離れて、当事者の視点に立たないといけな

13．自己決定の落とし穴

ここまで見てきたことは、「自己決定」という考え方の落とし穴です。世の中では自己決定できることが一人前の市民として認められるのに不可欠とされます。しかし、自己決定できれば一人前、自己決定できなければ問題があるという考えは、障害者に対して抑圧的になるのではないのでしょうか？人間は、あらゆることに自己決定はできません。それなのに、なぜわざわざばかりの自己決定ができる人が、障害者を自己決定できない存在として差別できるのでしょうか？

14．ケイパビリティ

つぎに、人間開発指標のもとになる、アマルティア・センのケイパビリティという考えを紹介します。この考えの背景には、経済学にある帰結主義や効用主義といった考えへの批判があります。帰結主義というのは、結果が同じであればそれがもたらされた経緯や動機は問わないという仮定です。殺人を犯せば、それが健常者だろうと知的障害者だろうと、「人が死んだ」という結果は同じなのだから同じ量刑でのぞむべきだというのが、帰結主義の考えです。

それに対して、故意によるのか過失によるのかによって量刑を変えるべきだとか、その当事者の認知能力や責任能力に配慮しようといった考え方は、帰結主義を乗り越えようと

する考えです。効用主義というのは、財やサービスの消費から得られる効用だけがウェル・ビーイング（福祉）を決めるという考え方です。ケイパビリティの考えでは、ウェル・ビーイング（福祉）を考える際には、教育やアクセス可能性なども考慮しなければならないとされます。

例えば、点字図書やテキストデータの提供について考えてみます。これらのサービスがなければ、盲（もう）の人々は本を読むことで娯楽や知識を得る機会を奪われてしまいます。

同じ本を買っても、読めないのが、効用を得られないからです。そこで、点字図書やテキストデータの提供を充実することで、本を読むことで効用を得る機会を奪っている、社会によって生み出された障害を取り除く必要があります。

教育や様々な資源へのアクセス可能性が違う人の間では、同じ予算、同じ財の供給があっても、消費者としての格差が生じ、ウェル・ビーイング（福祉）に違いが出てしまう。この格差をきちんと測定しようというのがケイパビリティの考えであり、人間開発指標なのです。効用最大化ではなく、ウェル・ビーイング（福祉）の最大化を経済学は目指すべきなのです。特にテキスト・データの提供は、近視や老眼になった人にも有用ですから、これをユニバーサル・デザインの視点で見ていくことが有効だと思います。

15 . ベーシック・インカム

福祉政策の中で最近議論されているのがベーシック・インカムです。ベーシック・インカムでは、老若男女を問わず、各個人に無条件で一定額の所得が保証されます。この額以上の所得を得ようと労働して対価を得ると、そこにだけ所得税がかかります。ある試算では、一人月額 8 万円をベーシック・インカムとし、それ以外の所得に 50% の定率所得税を課せば、現行の日本の経済・財政状態でも実現可能なようです。

その導入理由は 3 つあります。

(1) ベーシック・インカムを与えることで、その分労働しなくて済むので、以前より労働需給が緩和され、ワークシェアリングが進む

(2) 余暇の時間を十分持つことで、全人格的発達の機会がより多く得られる

(3) 所得保障を「家計」ではなく「個人」を基準にすることにより、家計の中の権力関係に支配されている女性、子ども、老人、障害者たちの人間としての権利と尊厳を尊重し、自立を促すことができるようになる

しかし、この考えには問題があります。つまり、子どもを増やせばそれだけ「家計」にとって総所得が増えるので、家計には子沢山になろうというインセンティブが働くということです。そうすると、その理念に反して、ベーシック・インカムの導入は、女性を子作りのためのマシーンとするような暴力や抑圧を一層助長します。ゲーム理論で分析したところ、ベーシック・インカムの導入は、必ずしも個人の自立を促すのではなく、むしろ抑

圧的な家族関係の再生産が助長される側面もありうることがわかりました。

確かに、現行の生活水準を維持したまま、複雑化した福祉制度を統合して簡略にするという意味で、ベーシック・インカムには魅力があります。また、個人の全人格的発達といった、ユートピア的な美しい表現も魅力的です。しかし、「ただより高いものはない」と言われますが、ゲーム理論や経済学による人間行動の厳密な分析なしには、安易な福祉政策の導入は危険であるということです。

16．障害学とリベラリズム

これまで見てきたように、経済学は自己決定を重視する考え方でした。この考え方が、障害者への抑圧になりうることもわかりました。障害学は、近代が生み出した、合理的で自立した個人が「正常」という考えを否定してきました。しかし、一方で、障害学もまた、この自己決定の妄想に取り付かれているのです。というのは、彼らは「当事者主権」を主張しているからです。主権とは自立した個人を前提にします。

この問題については、これまで障害者はそもそも近代的な「個人」とさえ認められていなかったのだから、近代的な個人観に問題があるとしても、まずは障害者を近代的な主権性をもった「個人」として認めさせて、その上でこの近代的個人観を乗り越えた社会像を提示していくという二段階戦略をとるべきだという見解もありえます。

しかし、精神障害者や知的障害者は、まさにそのような近代の個人観にもとづく法制度の抑圧の下で、自己決定力に著しい困難があるために「保護」や「管理」、さらには「隔離」が必要とされる存在とみなされ、自由を奪われています。彼らは一部の医療や福祉の専門家によって主権性をもった人であるか否かが決められていますすなわち、人権概念や主権性概念の尊重は、専門家による支配、医学モデルを助長するものになります。

障害の社会モデルは、障害の発生原因を社会に求めているだけであって、何らかの政治的立場に立つものではないという意見もあります。しかし、「個人」の権利を主張し、それを実現するにあたって、「社会」が障害を生み出しているのだから、それを取り除くことで障害者が解放されるという考えは、これこそ、「個人」と「社会」を対立的なものとして捉え、「個人」の尊厳を優位に置くリベラリズムの論理です。守られるべきなのは「個人」の権利であり、誰もが主権性をもった「個人」となるべきとされるのです。

障害の社会モデルの主張は、突き詰めてみれば、リベラリズムに行き着くのでした。ということは、障害学もまた、経済学と同じく、近代の独立し、自立した個人という世界観を共有していることになります。そして、こうした近代的個人観が、精神障害者や知的障害者を排除してしまうことに注意したいと思います。

17．社会とは何か？

障害の社会モデルに対するもうひとつの疑問は、そこで述べられている社会という言葉があいまいな点にあります。例えば、車イスを利用する人が鉄道の駅で乗車できない状態

になっている状況を考えてみます。この不利益の発生責任は誰にあるのでしょうか？言い換えれば、こうした障害者のアクセス権を侵害するような問題があるとき、法的には誰を訴えることができるのでしょうか？

まず第1に、乗車拒否に加担した駅員という「個人」です。次に、「車イスを利用する人は2日前に申し出てください」というルールを定めたり、エレベータやスロープを設置しないことによって、組織として乗車拒否に加担した鉄道会社という「法人」です。最後に、障害者のアクセス権を侵害した営業を行っている企業を黙認した国土交通省や地方自治体といった監督官庁、つまり「行政」です。しかし、「社会」は訴えることができません。

なぜなら、当の障害者も「社会」の一員であり、社会の秩序の再生産に寄与しているからです。その「社会」を訴えることは、障害者自身をも訴えることになるはずだからです。しかし、障害学では、「社会」が問題になる時、当の障害者は「社会」のメンバーには数えません。これは、障害学が「個人」と「社会」を二分するリベラリズムに陥っているためです。障害者の「社会」からの排除を糾弾する障害学が、みずから障害者を、自分たちの考える「社会」から排除してしまっているのは皮肉なことですね。

18. プロセスの平等

もちろん、「哀れみではなく権利を」と言われるように、障害者運動や障害学がリベラリズムの立場に立って、権利の主張にシフトしてきたことで、障害者の生活環境がよくなってきたことを否定するものではありません。しかし、「同等な権利と権利の間では暴力がことを決する」と言われるように、こうした権利主張は、暴力と排除を内包しています。障害者は、権利主張による対決とは違う道を取ることはできないのでしょうか？

「法と経済学」に関する重要な定理に「コースの定理」というものがあります。それは、紛争当事者の間ではじめに権利の配分がどのようになされていようとも、当事者同士の話し合いや交渉の末に行き着く結果は必ず効率的になるということです。もちろん、障害者や抑圧されている人々が話し合いのテーブルに着くには、それ以外の人々よりもずっとたくさん取引費用がかかります。

障害者運動や障害学が目指すべきなのは、この取引費用が当事者間で不均衡であることを是正することであって、交渉の結果実現する配分にまで権利を主張しようとして踏み込むと、誰か他の人の権利を踏みにじる抑圧に加担することになるというのがその教訓です。言い換えれば、結果ではなくプロセスの平等を権利として主張すべきだということです。

19. 合理的配慮

国連の「障害者の権利条約」では、合理的配慮の提供義務というものが定義されています。例えば、社員に車椅子を利用する人がいるのに、会社の建物にはスロープもエレベータもないとします。これは明らかにその障害者の社員にとってディスアビリティを生み出しています。そこで、スロープやエレベータを設置するという配慮を提供すべきだという

ことです。

しかし、ではここで、「合理的」とはどういう意味でしょうか？例えば、今の例の会社が社員5名ほどの小さな会社なら、そうした配慮の提供は合理的でしょうか？合理的でない場合が多いと思います。そうした配慮に必要な費用が、会社の利益を大きく上回り、会社経営に著しい困難が見込まれるからです。しかし、大企業の場合は、そうした配慮の提供は合理的と言えるでしょう。

この合理的配慮という考えは、「権利条約」の目玉なのですが、問題もあります。配慮の提供が合理的なければならないとすると、それを提供する義務がある会社はごくわずかに限られてしまうからです。あるいは、その障害者を雇わないと会社の利益に関わるほどの特殊技能をその障害者がもっていないと、配慮は合理的になりにくいのです。結局、費用と便益を比較して、利益の方が大きいならば配慮を提供するということになってしまう。

先ほどの車イスの例についてもう一度考えてみます。車イスを利用する人が電車を利用できないのは差別です。しかし、合理的配慮を考える際には、満員電車に車イスを乗降させる時間とスペースを割くことで、その電車に乗る人々が時間通りに職場に付けず、結果的に社会全体の生産性が落ちてしまう問題をどうするのかを考えなければなりません。

車イスを利用する人の乗車を拒否することは明白に差別です。しかし、その差別を容認することで、乗車している会社員たちが滞りなく職場に行き、電気やガスや水道、電話やインターネットなど、その障害者の生活を支えている社会的サービスが滞りなく提供される点は無視できないということです。障害者は乗車拒否によって直接的には差別を受けませんが、鉄道が滞りなく運行されることで間接的にその障害者の生活は支えられています。

「社会」とは、このように複雑なからみあいの中にあるのです。

このとき、車イス利用者への配慮を提供することが合理的であるかどうかは、先の合理的配慮の定義によれば、差別によって生じる費用と便益の比較評価によって決まります。そして、この問題については、費用の方が大きいということで、合理的配慮という概念では差別を容認する結論を下すことになるだろうことが予測されます。また、アメリカ障害者法（ADA法）でもこのように運用されているようです。

結局、合理的配慮という考えは、障害者にとってあまり役に立たないし、むしろ排除を正当化することにつながる可能性もあるということです。しかし、わたしたちが障害者差別を考える時、社会の複雑なからみあいを十分に解きほぐさないと、間違った考えに至ってしまうということも、同様に大事なことです。この合理的配慮を経済学で分析することが、現在わたしが執筆を要請されている課題です。また、論文が完成した暁には、それを発表したいと思います。

20．これまでのまとめ

ここまで述べてきたことは、人権や自己決定という近代の個人観には問題があり、障害者を抑圧するものであることそして、障害学は結局リベラリズムの主張に陥るし、合理的

配慮という概念は障害者を排除することにつながるということです。もちろん、障害学の主張がリベラリズムであってなぜいけないのか、という反論もあるでしょう。

ウィンストン・チャーチルの言葉に「民主主義は最悪の制度だ、しかし、それより良い制度はまだ発見されていない」というものがあります。人権や個人の権利を尊重するリベラルな世界観もまた、そのような地位を認められる可能性があります。人権が認められない社会ならば、自分の生命や財産を守るために自衛しなければならず、絶えず他人と交渉したりする必要性が出てきます。ホップズが『リヴァイアサン』で述べた「万人の万人に対する闘争」という状況が発生するでしょう。

そこで、人権を互いに認め合い、社会契約を結び、人権を守る諸法律や警察組織をつくることで、こうした困難を解消できる可能性があります。つまり、人権やリベラルな世界観には大きな問題があり、抑圧的だが、社会を安全に円滑に運営していくうえで、これより良い社会制度が発見されていないという意味で効率的であり、認められるという議論は可能でしょう。しかし、これに満足せず、より良い社会を建設するために、経済学と障害学は互いに手を携えて行く必要があると思います。

2 1 . 共に生きる共同体

その鍵は、コミュニティや共同体という言葉にあります。人が「障害者」になるのも、ならないのも、その人が共に暮らす共同体によって決まります。たとえ身体・知的・精神的なインペアメントがあっても、共同体で共に生きる上での配慮があるなら、そこにディスアビリティは存在せず、障害者も存在しません。アリストテレスが言うように、人は本質的に社会的な存在です。ハイデガーが言うように、はじめに「個人」があるのではなく、人は、はじめから「社会」の中に投げ込まれた存在として、共に生きる存在として存在します。

聖書の『創世記』にも、天地や動植物が創造された最後に、男女が続けて創造されたと書かれています。人間は孤立した被造物ではないのです。何より、聖書は、人は神と共に生きるべき存在だと述べています。キリストはインマヌエルとも言われますが、それはヘブライ語で「神はわたしたちと共にいる」という意味です。キリストは、人間として生きる本当の姿をわたしたちに教えるために来られたのです。それは、神と共に生き、そしてわたしたちが互いに支えあって共に生きるためなのです。わたしたちの社会は、このような共に生きる共同体の実現を究極の目的としたいものです。

2 2 . おわり

長い時間、ご清聴ありがとうございました。多くのトピックをお話したので、多少混乱した方もいるでしょう。では、これから質疑応答に入りたいと思います。ご質問や意見がある方は、手を挙げてください。はじめに、氏名と所属を述べてから、ご意見をお願いします。